

## ご解約にあたってのご注意

- 「解約元利金請求書 兼 アルファダイレクトバンキング解約届【インターネット支店専用】」はインターネット支店の口座を解約するために使用する書面です。本書面を使用して、円普通預金口座を解約することなく、円定期預金のみ解約することはできません。  
また、インターネット支店以外のご解約を希望される場合は、お手数ですがお取引店へお申し出ください。
- **ご解約のお手続きをいただく前に、口座の残高は0円にさせていただきますようお願いいたします。**  
利息を含め預金が残る場合には、当行所定の振込手数料を差し引きのうえ、解約元利金請求書に記入された振込指定口座に振り込みます。なお、振込手数料は窓口の振込手数料と同様の取り扱いとなります。
- **解約金およびその利息が当行所定の振込手数料に満たない場合は、本依頼書に従いお客さまが本口座の解約金請求を放棄されたものとして解約手続きを行います。本依頼書に、振込指定口座のご記入があった場合でも入金はありません。**
- キャッシュカードは、磁器部分やICチップ部分をハサミ等で2つ以上に裁断し、ご返却ください。  
また、カードを喪失している場合は、喪失欄に○印をしてください。
- アルファダイレクトバンキングの契約も口座解約に伴い利用廃止となります。「アルファダイレクトバンキングご利用カード」(以下、「ご利用カード」)をご返却ください。なお、カードを喪失している場合は、喪失欄に○印をしてください。  
もし、本項または前項で本取扱が両方ない場合についても、当行はお客さまがキャッシュカードを遺失されたものとして取り扱います。
- 公共料金やクレジット代金等の引落とし、給与振込等の契約など預金口座解約により利用できなくなるサービスについては、お客さまご自身でご確認をお願いいたします。
- 以下の商品や口座をお持ちの場合、本書類を使用しての預金口座解約手続きはできません。  
該当するお客さまは、ダイレクトサービスセンター(0120-8789-56)までお問い合わせください。
  - 外貨普通預金(残高有り)
  - 外貨定期預金
  - 各種ローン引き落とし口座
  - 投資信託
- 解約元利金請求書がお客さまのお取引店または下記送付先に届いてから、原則として5営業日目までに口座解約の手続きをいたします。  
解約元利金請求書をご送付いただいた後は、口座解約の取り消しはできません。
- 満期日が未到来の円定期預金がある場合は、解約手続き日において期日前解約(中途解約)扱いとして円普通預金口座に入金のうえ、解約手続きを行います。この場合、期日前解約利率が適用されます。

- ご解約後の取引明細書の取り扱いについて  
ご解約後のお利息計算書をご郵送いたします。  
ご解約された口座の入出金明細や振込結果等、お取引の記録が確認できなくなりますので、必要に応じてご解約前にインターネットバンキングより「口座一覧・残高照会」や「入出金照会」にて印刷等を行ってください。
  
- ご解約時にご提出いただく資料について
  - ① 解約元利金請求書 兼 アルファダイレクトバンキング解約届【インターネット支店専用】
  - ② お手持ちのキャッシュカード・ご利用カードをハサミ等で2つ以上に裁断したもの（磁気ストライプやICチップにハサミを入れたもの）  
※お手元がない場合は、送付不要です。
  - ③ ご本人確認書類（以下顔写真付で現住所の記載のあるものいずれか1点の写し）  
本解約手続きは、お客さまの「本人確認書類」が必要になります。  
ご郵送の場合、下記書類の写しをご同封ください。
    - 運転免許証
    - 個人番号カード（※通知カードではありません）他

<ご注意事項>

- ※ 「本人確認書類」の添付がない場合、有効な本人確認書類でない場合などは、解約手続きはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 有効期限内または現在有効なものに限ります。
- ※ 有効期限内または現在有効なものに限ります。
- ※ お名前、生年月日およびご住所が記載された箇所のコピーを同封してください。  
(変更後の住所が裏面に記載されている場合は、裏面のコピーも同封してください。)
- ※ 個人番号カードを本人確認書類としてご利用いただく場合は、必ず表面のみコピーを同封してください。
- ※ マイナンバーの記載がある場合、必ずお客さま自身でナンバーを塗りつぶしてください。  
(マイナンバーの記載があった場合、黒塗りする等して弊行にて番号を消させていただきますので、ご了承ください。)